

統計図表の作り方

1. 統計図表について

統計図表は統計グラフとも呼ばれる。グラフというのはギリシア語で、英語のみでなく多くの歐洲語に共通だが、わが国へは英語からはいつたのであろう。しかし、英米では統計図表をグラフと呼ぶ場合は少なく、普通にはチャート Chartとか、ダイヤグラム Diagramとかいつている。グラフというのは英語では写真の場合などに多く使われる。ゆえに統計グラフという呼び方はかなり日本化された外来語と称すべきであろう。統計図表をかく目的は数量の比較を一目でハツキリと見得るように表わすことにある。統計ということは非常にくだいて言えばシメ高というほどの意味で、たとえば茨城県の人口が2,064千人であるという1本の数字でもりつばな統計だが、この1本の数字を他と比較なしに図表で示せといわれてもかきようがない。ゆえに統計であればなんでも図表で表わし得るわけなく、統計を比較する場合に統計図表となし得るのである。人口2,064千人をむりに図表にするために1本の棒をかいたとする。しかし、これは他と比較がないのであるから10cmの棒をかいても1cmの棒をかいても、極端なことをいえば、1mmの棒をかいても、これが2,064千人を示すといえば、それまでの話で、これでは図表とはならぬのである。同じように茨城県の米産額30年2,193千石という1本の数字を図表にかくことも意味をなさない。しかし、たとえば昭和28年は凶作で1,306千石の収穫しかなく、29年は平作で2,009千石あり、30年は豊作で2,193千石あつたとするとこのように年を追つて収穫の増加した事実は、統計数字の累年比較であつて、図表にかくに適した事柄であり、かつその増加の状況は数字だけで示すよりも、図表で示した方が一見してハツキリする。1,306千石が2,193千石に増したのは約6割7分の増加であるが、数字では暗算せねばその増加割合がわからぬのに、図表では一見してその概略を知り得る。また米産額2,193千石を市郡別にして何市が何石、何郡が何石というのを示すような場合にも図表にかくとハツキリする。すなわち、これは茨城県の米産額の内訳で、各市郡の産額の比較を示すものだからである。

統計図表の第一の目的が数量の比較の大体を一見してハツキリわからせることにあるのだから、考えたり、暗算したり、説明を聞いたりせずに、だれにもわかるものが、統計図表として最もすぐれたものといわねばなら

ぬ。正確に示すということも統計図表としては肝要であるが、しかし、いかに正確であつても、一見してわかりにくいものであつては、統計図表としての生命を失つたものである。手つとり早くわかるといふことが統計図表をかく第一の眼目である。こういつたとて統計図表は低俗でなければならぬと主張するのでは決してない。わかるわかるぬは見る人の予備知識によることであり、早わかりのすることをもつて一概に統計図表の優劣を決しようとするのではないが、しかし比較がハツキリすることはいかなる統計図表においても第一に必要なことであり、統計図表をかく者は常にこのことを念頭におく必要がある。たとえば対数目もりの図表のごときは、一般わかりの困難なものだが、場合によつては比較がハツキリするという点で他種の図表よりすぐれている。けれどもこれも使い方によつては非常にわかりにくく圖表になる。正確さにおいて描画はなんとしても数字に劣るものである。図表はたいていの場合に三ヶタほどの数値しか表現し得ないので、特に小形の図表では二ヶタ位しか表わし得ない。たとえばA市の人口が111,223人でB市の人口が111,323人である場合に、これを図表で示すと両市とも同じ程のものとなり、図を目で見ただけは両市の人口の差が百人であることはわからない。すなわちこの両市の人口三ヶタ目までが同じで四ヶタ目の数字が違うのであるから、図表ではその差を表わし得ないのである。このような場合には図表よりも数字の方がはるかに便利である。同じように100人の人口の差でも、E村の人口が1,000人で、F村の人口が1,200人あるという場合には、その差は図表によりハツキリと示し得る。すなわちこの両村の人口の差は20%で、首位から二ヶタ目の数字が違うのであるから、この差は図表でハツキリとわかるのである。このように、比較すべき数の差が、その全量の割にあまりに小さい場合には統計図表をかくに適しないのである。また比較すべき数の差があまりに大きい場合にも作図に適さないものである。たとえばアンタレスと呼ばれる星の直径は地球の直径の五万倍以上もある大きなものだが、この星と地球との大きさの比較を図上に表わすことは、その差が大きいので、普通の方法では不可能である。されば図表で表わし得る差の大きさの限界はどれほどかというに、これも普通にはやはり三ヶタ位のものであろう。すなわち、どういう图形を使うにしても、まず999倍くらいが限界で、それ以上の差があつては図表で示すに適しない。ゆえに普通に統計図表をか

くには三ヶタ位の範囲で差のある数量の比較が適當なものである。最も適當なのは百分の一以上、又は百倍以下の差(すなわち三ヶタ又は一ヶタの差)である。次に統計図表と統計との関係を少しく述べて置こう。統計図表は数量の比較を示す図表で、必ずしも統計でなければならぬわけではない。たとえば前述のアンタレス星と地球との直径の比が五万倍以上であることは、これは普通の意味で統計といわれるべき数字ではない。さらに他の例をあげると、東京の国会議事堂の建物は地上の高さ 65m で奈良の大仏殿の高さは同じく 48m であるが、この比較を図表に表わそうと思えばかき得る。しかしこれはどう見ても統計と称し得べき数字の比較ではない。「統計とはなんぞや」というような難問題にここで深入りすることを避けるが、統計を狭義に解する人は「統計とは社会的事象につき大量観察を行つた結果」といつており、また広義に解する人は「統計とは大量観察の結果」で自然的事象に関するものも含むといつている。この前者の説によれば桜の花の大きさを欄べるとか、繊維の抗張力を調べるとかいうようなものは、自然現象についての観察だから、たとえ、それが大量観察の結果であろうとも、統計とは称し難いものであり、後者の説によれば、これらもまたみな統計である。統計学の対象たるべき統計の定義としては前者の説を妥当と思うが、そのことはしばらくおき、この後者の見解により、自然事象でもなんでも大量観察の結果であれば、みなこれを統計であるとしても、「統計図表」という場合の統計の意味はそれよりもズット広く、必ずしも大量観察の結果でなくとも、個々のものについての観察の結果でも、数値の比較であれば、これを図表化し得ることは前に述べた議事堂と大仏殿の例によつても知り得るところである。ゆえに統計図表という場合の「統計」は常に正確に統計を意味するとはいえないであつて、「統計図表」という代りに「比較図表」という言葉を使つてもよいのではないかと思つてゐる。ただ「統計図表」という言葉が広く普及している。中学校で家計簿の数字の比較をハツキリさせるために統計図表の作成を奨励している先生があつて、毎月収入と支出の比較、食費、衣料費、文化費その他の割合等を図表化せることに努力しているのだが、この方法によつて生徒に統計に対する理解を深めさせとの話をしていて、それは「統計図表と統計との混同だ」と抗議した

ことがある。統計と呼ばれるものは社会的大量を観察の対象とする数値で、一家の家計などは統計ではなく、金銭出納の記録に過ぎぬものである、ゆえに家計簿の整理などを、数字に關係があるということだけのことと統計と思い誤つては本当の統計に対する誤解を生じやすいが、しかし毎月の家計簿の記録が数字の比較であることは間違いないことで、すでに数字の比較である以上、これは図表の対象となり得るものである。したがつて数字を図表化する練習として、家計簿の数字の比較をハツキリと認識させる手段として、このような方法も学校では推奨すべきことであろう。これを要するに、統計図表は必ずしも「統計」の図表ではないのであつて、数値の比較を図表化したものにはかならぬのである。もつとも統計図表の大部分はやはり統計数字を基礎としたものであるが、統計でない数値の比較も含まれるのであることを知つておく必要がある。

2. 図表の種類について

統計図表は種々の觀点から分類し得るが、普通に行われているのは図の形式から分ける方法で、かき方を説明するにはこの分類方法に従うのが最も便宜であると考えて説明を進めることとする。すなわち、棒図表、面積図表、線図表、点図表、立体図表、統計地図表、物象図表等がそれであつて、この一々については次章以下に説明する。また目もりの取り方に算術目もりと対数目もりとあつて、これを基準とすれば算術図表、対数図表等の区分もなし得るわけである。算術目もりとは普通の目もり対数目もりとは常用対数を目もりにとつたもので、これは場合により便宜で、諸種の特長を持っているが、まだ十分広く利用されていないうらみがある。これについては線図のところで説明しようと思う。統計の観察する対象より分類すると、静態図表、動態図表にも分け得るが、これもかき方を説明するには便利な分類法ではない。まつたく同じような要領で静態図表もかければ動態図表もかき得るからである。次章以下には形式による分類に従い説明していくが、ときには説述の順序又は比較の便宜上、たとえば面積図表の章には面積図表のことだけ、線図表の章には線図表のことだけというわけには必ずしも、できないから、棒図表のある特長を線図表と比較しながら線図の章で述べるということにもなつてゐる。



統計行政とは？

その(3)

3. 統計行政的取扱上の区分

(1) 官庁統計の三つの区分

現在わが国の官庁統計は、統計行政上から法律によつて三つに区分している。これは指定統計、届出統計および調整報告である。指定統計は統計法の規定によつて行政管理庁長官がその内容について審査の上、特に指定して官報に公示した統計で現在80に達しているが、国の中重要な統計の多くはこの中に含まれている。届出統計は指定統計以外の官庁統計について統計法の第8条により、届出を要するものとする規定により行政管理庁長官に届出を行つた統計である。そして3番目の調整報告というのは、統計報告調整法といふいわゆるポート、コントロールの法律によつて、行政管理庁長官が承認を行つた統計報告である。

これら3つの統計で、昭和25年以降に実施されるものは、1,200に達している。

(2) 指定統計

指定統計は、統計法第2条に「この法律において指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて行政管理庁長官が指定し、そのむねを公示した統計をいう」という規定によつて、行政管理庁長官が指定を行つた統計で、昭和22年に指定統計第1号として国勢調査を指定して以来、最近までに78の統計を指定している。

指定統計の中には、地域的には国勢調査のような全国的な大規模の調査から、玉島町、中津川町および柳川町という1つの町の地域にすぎない小規模な常住人口調査（指定統計第44号、45号、50号）にいたるまであり、また調査技術上からみれば国勢調査、工業統計調査（指定統計第10号）商業統計（指定統計第23号）学校基本調査（指定統計第13号）のような悉皆調査（全数調査）から労働力調査（指定統計第30号）家計調査（指定統計第56号）個人商工業経済調査（指定統計第57号）作物調査（指定統計第37号）通商産業省生産動態統計調査（指定統計第11号）商業動態統計調査（指定統計第64号）国際観光統計（指定統計第42号）毎月勤労統計（指定統計第7号）個人別賃金調査（指定統計第72号）職種別等賃金実態調査（指定統計第773号）等のような標本調査がある。また調査の期間からみれば、ある時点について調査する静態的な統計、たとえば国勢調査、工業統計調査、商業統計調査のような統計と生産動態統計調査、商業動態統計調査、労働力調査、家計調査、石炭等需給動態統計調査（指定

統計第49号）のように動態的に把握する統計がある。

次に統計作成の方法からみて特殊の性格のものとして、たとえば埋蔵炭量炭質統計調査（指定統計第31号）および埋蔵鉱量統計（指定統計第40号）のような、地下に埋蔵されている天然資源を自然科学的方法によつて調査して、これから推計を行つて統計を作成するもの、人口動態調査（指定統計第5号）海難統計（指定統計第21号）国際観光統計（指定統計第42号）および建築着工統計（指定統計第32号）等のように、人が生れたり、死んだり、結婚したり、離婚したりするつど、海難がおこるつど、外國観光客が指定された旅館に泊るつど、また建築着工届が提出されるつど、所定の事実が発生されるつど、統計になるものがあり、またこれらの中で人口動態調査は戸籍法による届出書から市町村役場の吏員が転記して調査票をつくり、あるいは建築基準法による建築着工届から都道府県の吏員が転記して調査票を作るといったよろいわゆる二次統計をも含んでいる。

さらに指定統計中には、その統計調査の結果が直接行政に使用されないで、他の統計調査を設計する場合の母集団として結果を使用することを目的として行うものがある。すなわち指定統計第60号、厚生行政基礎調査がそれである。

指定統計のうち、国勢調査は統計法第4条に特掲してある「政府が全国民について行う人口に関する調査」であるが、これを人口調査と呼びないで国勢調査と呼んでいることには若干の問題はあるが、国の統計中で最大規模のものであり、そして国の統計の根幹をなすもので、かつ他の多くの統計調査の設計の基礎となるものとしてそのもつ意義は特に大きい。統計法では国勢調査は10年ごとに行わなければならないことを定め、国勢調査を行つた年から5年目にあたる年には簡易な方法による国勢調査を行うことになつてゐるが、昭和30年は簡易な方法による国勢調査を行う年で10月1日にこれが実施された。

指定統計として指定された統計については、国民は申告の義務を生ずる。そして申告をしなかつたり、虚偽の申告をしたり、申告を妨げたりした者には懲役、禁錮等の体刑をともなうきびしい罰則がある。そしてその反面指定統計の事務に従事する職員は一定の資格を必要とし、この職員が指定統計調査に従事して知つた個人や会社の秘密事項をもらしたり、ぬすんで用いたりした場合、また作られた結果を公表以前に他にもらしたりした場合にもまた体刑を伴う罰則が適用されることになつてゐる。

指 定 統 計 調 査 一 覧 表

指番 定号	名 称	告 示 番号 年月日	作 成 者	実 施 期 日
昭 和 22 年				
1	国勢調査	21 22, 5, 2	総理府統計局	25, 10, 1
2	事業所統計	21 22, 5, 2	//	3年毎7月1日
3	農林水産業調査	6 22, 5, 21	農 林 省	農林水産業調査規則による指定期日
4	宅地制度調査	6 22, 5, 21	戦 災 復 興 院	22, 7, 1
5	人口動態調査	12 22, 6, 19	厚 生 大 臣	毎月末
6	港 湾 調 査	12 22, 6, 19	運 輸 大 臣	//
7	毎月勤労統計調査	25 28, 8, 2	労 働 大 臣	//
8	東京都雇用人口調査	25 28, 8, 2	東 京 都 知 事	22, 10, 1
9	学校教員調査	44 22, 10, 27	文 部 大 臣	告示で指定
10	工業統計調査	52 22, 11, 21	通 商 産 業 大 臣	毎年12, 31
11	通商産業省生産動態統計調査	54 22, 11, 26	//	毎月末
昭 和 23 年				
12	昭和23年常住人口調査	79 23, 5, 5	総理府統計局長	23, 7, 1
13	学校基本調査	90 23, 5, 17	文 部 大 臣	学校基本調査規則による各指定期日
14	住 宅 統 計	19 23, 7, 1	総理府統計局長	23, 9, 1
15	学校衛生統計	121 23, 6, 2	文 部 大 臣	毎年4月
16	漁業権調査	123 23, 6, 12	農 林 大 臣	23, 7, 1
17	船員毎月勤労統計	157 23, 9, 1	総理府統計局長	毎月末
18	昭和24年家畜センサス	211 23, 11, 22	農 林 大 臣	24, 2, 1
19	繊維流通統計	29 28, 12, 28	通 商 産 業 大 臣	毎月25日
昭 和 24 年				
20	昭和24年農地統計	2 24, 1, 11	農 林 大 臣	24, 3, 1
21	海 難 統 計	16 24, 3, 11	海上保安庁長官	海難発生の都度
22	特別消費者価格調査	16 24, 3, 11	総理府統計局長	25, 5, 1~5, 31
23	商 業 統 計	1 24, 6, 15	通 商 産 業 大 臣	告示で指定
23	青森県商業統計	4 24, 9, 20	青 森 県 知 事	毎年10月1日
24	生産財実効価格統計	3 24, 9, 9	経 済 審 議 庁 長 官	毎月末
25	北海道常住人口調査	3 24, 9, 9	北 海 道 知 事	毎年10, 1
26	1950年世界農業センサス	5 24, 9, 29	農 林 大 臣	25, 2, 1
27	石炭等需給動態統計調査	7 24, 11, 7	通 商 産 業 大 臣	毎月末
28	船舶船員統計	10 24, 12, 13	運 輸 大 臣	毎年6, 30
29	造船造機統計	10 24, 12, 13	//	毎月末
昭 和 25 年				
30	労 動 力 調 査	1 25, 1, 7	総理府統計局長	毎 月
31	埋蔵炭量炭質統計調査	8 25, 3, 2	通 商 産 業 大 臣	25, 4, 1
32	建築着工統計	8 25, 3, 2	建 設 大 臣	毎月末
33	畜 產 物 調 査	10 25, 4, 4	農 林 大 臣	毎四半期
34	百貨店販売統計	13 25, 4, 28	通 商 産 業 大 臣	毎月末
36	小売物価統計	14 25, 5, 3	総理府統計局長	毎 月
37	農家経済調査	15 25, 5, 29	農 林 大 臣	//
38	作 物 調 査	17 25, 6, 21	//	夏作、冬作収穫期
39	養蚕収穫量調査	20 25, 8, 16	//	春、夏、秋作 //
40	農業動態調査	20 25, 8, 16	//	毎年2, 1(センサス年次をのぞく)
	埋蔵鉱量統計	23 25, 8, 31	通 商 産 業 大 臣	{一次26, 4, 1 二次28, 4, 1}
41	林野利用状況調査	27 25, 11, 29	農 林 大 臣	25, 12, 1

指番 定号	名 称	告 示 番号 年月日	作 成 者	実 施 期 日
昭 和 26 年				
42	国際観光統計	1 26, 1, 18	運輸大臣	毎月末
43	ガス事業生産動態統計	3 26, 3, 28	通商産業大臣	毎月末又は毎四半期末
44	玉島町常住人口調査	13 26, 11, 12	玉島町長	26, 11, 15
昭 和 27 年				
45	中津川町常住人口調査	1 27, 2, 5	中津川町長	27, 2, 20
46	工作機械設備等統計調査	2 27, 2, 20	厚生通産運輸大臣	27, 3, 22
47	産業教育調査	4 27, 3, 8	文部大臣	27, 9, 1その他
48	薬事工業生産動態統計調査	6 27, 3, 11	厚生大臣	毎月末
49	非鉄金属等需給動態調査	6 27, 3, 11	通商産業大臣	"
50	柳川町常住人口調査	6 27, 3, 11	柳川町長	27, 3, 12
51	石油製品需給動態統計	8 27, 3, 31	通商産業運輸大臣	毎月末
52	鹿児島県大島郡千島村人口調査	10 27, 4, 18	総理府統計局長	27, 5, 10
53	職業別賃金調査	12 27, 6, 5	労働大臣	告示で指定
54	海面漁業漁獲統計調査	13 27, 7, 2	農林大臣	27, 3, 1より毎月
55	労働生産性統計	14 27, 7, 10	労働大臣	年1回
56	家計調査	6 28, 3, 23	総理府統計局長	毎月
57	個人商工業経済調査	6 27, 9, 11	"	毎四半期
58	貿易業態統計調査	7 27, 9, 26	通商産業大臣	毎年9, 30
59	緊急養蚕業基本調査	9 27, 10, 27	農林大臣	27, 12, 1
昭 和 28 年				
60	厚生行政基礎調査	3 28, 3, 6	厚生大臣	毎年4, 1
61	研究機関基本統計調査	5 28, 3, 18	総理府統計局長	"
62	学校教員需給調査	7 28, 3, 28	文部大臣	告示で指定
63	広島県屋間人口調査	14 28, 4, 16	広島市長	28, 6, 3
64	産業動態統計調査	18 28, 6, 3	通商産業大臣	毎四半期末
65	医療施設調査	20 28, 7, 7	厚生大臣	毎年7, 1
66	患者調査	20 28, 7, 7	"	毎年1回
67	漁業センサス	22 28, 8, 22	農林大臣	29, 11以後5年毎
68	国民健康調査	24 28, 9, 24	厚生大臣	毎年1回
69	製材統計調査	25 28, 9, 30	農林大臣	毎四半期末
昭 和 29 年				
70	奄美群島人口統計	2 29, 2, 15	内閣総理大臣	29, 3, 1
71	鉄道車輌等生産動態統計調査	3 29, 2, 26	運輸大臣	毎月末
72	個人別賃金調査	8 29, 3, 30	労働大臣	29, 4, 30
73	職種別等賃金実態調査	8 29, 3, 30	"	"
74	学校設備調査	23 29, 9, 22	文部大臣	29, 10, 15
75	昭和30年臨時農業基本調査	24 29, 9, 27	農林大臣	30, 2, 1
76	地方公務員給与実態調査	36 29, 12, 23	自治庁長官	30, 1, 10
昭 和 30 年				
77	民間給与実態調査	3 30, 1, 27	国税庁長官	毎年12, 31
78	奄美群島における農業及び漁業の基本調査	4 30, 1, 31	農林大臣	30, 2, 1
79	社会医療調査	13 30, 4, 15	厚生大臣	30, 4, 15

指番 定号	名 称	告 示		作 成 者	実 施 期 日
		番号	年 月 日		
80	地域別等就業調査	16	30, 5, 19	労 働 大 臣	30, 5, 19
81	昭和30年国富調査のための法人資産調査	20	30, 6, 10	経 済 審 議 庁 長 官	30, 6, 10
82	学校給食調査	21	30, 6, 13	文 部 大 臣	30, 6, 13
83	社会教育調査	30	30, 8, 24	"	
84	建設工事統計	40	30, 10, 19	建 設 大 臣	毎年及び毎四半期

註 指定統計 第 1 号から第 2 号まで

〃 第 3 号から第 22 号まで

〃 第 23 号から第 55 号まで

〃 第 556 号から第

内閣告示

総理府告示

統計委員会告示

行政管理庁告示

指定統計はこのような法律の適用のもとに厳正につくられる最も権威ある統計であるから、指定統計に対して政府は優先的に予算措置をするのが通例になっている。

なお、指定統計の結果はすみやかに公表しなければならないことを統計法はその第16条で定めている。この公表は官報で行うものであり、官報以外で公表した場合は行政管理庁長官は、その刊行物の名称と発行の年月日を官報で公示することになっている。

(イ) 届出統計

届出統計は、統計法第8条の規定によつて届出を行つてゐる統計調査で昭和27年に統計報告調整法が施行されるまでの間は、指定統計以外の統計調査の大部分はこの届出を要する統計調査の範囲該当していた。しかるに統計報告調整法といふいわゆるリポート、コントロールの法律が施行されて後は、従来の届出を要する統計の範疇にあつたかなり多くの統計が新しい法律の適用をうけるようになつたために、届出数は著しく減少している。

届出を要する統計調査については統計法第8条にもとづいて、「届出を要する統計調査の範囲に関する政令」が公布されており、この政令に定義を定めている。すなわち、この政令は、国、都道府県、市、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本銀行、日本商工会議所が集計製表することを目的として申告もしくは報告または資料の提出をもとめる統計調査で、土地、人口、世帯、住宅、物価、生計費、公衆衛生、雇傭、失業賃金

商品の販売額、商品の仕入額、企業の資本額、生産高、原料及び動力燃料の消費量、在庫品の数量に関するものを定めている。

ここで注目すべき点は、日本銀行と日本商工会議所がこの政令の適用をうけて届出をしていることである。これはこの二つの機関の行う統計調査は、その規模の上からもまた重要度の上からも、国の行政機関の行う統計調査に劣らないものであるからで決して政府が民間統計に干渉しようという意図をもつものではない。

統計法は第一条の目的で、統計調査の重複を除去することをうたつてゐるので、届出統計の制限もまた統計調査の総合調整を目的として行われるものであることは言うまでもないが、届出統計については、たとえ総合調整のために必要であつても、統計調査の変更または中止を求めるだけでは、変更又は中止を命ずることはできない。したがつてこの届出は事業上一方的に行われるものが多いため、また届出を怠つた場合の罰則もないので、変更又は中止を求める時間的余裕のないほどぎりぎりの時期に届出るものも少くない。

なお、前にも述べたとおり、昭和27年8月21日の統計報告調整法の施行に伴つて、これまで届出を要する統計調査の範囲に属していた統計調査のうち、国の行政機関が10人以上の人、法人、団体等から徴集する統計報告類の大部分が新しい法律の適用をうけることになつた。

新市町

あけの
明野町

1. 沿革

この町は下館から東南へバスで30分、名峰筑波山の西北方に位し、西の小貝川と東の桜川の間に開かれた豊沃地帯に新しく誕生したところで昭和29年11月に元の大村、上野、鳥羽、村田の4カ町村が合併し、さらに長瀬村の一部を編入して面積47.21平方キロ、人口18,445人(男9,015、女9,430)、世帯数3,089となつたのである。

この地方は中世の室町幕府時代頃までは元の村田村吉田を中心につくつた村田庄に含まれていたが、その後一部は笠間藩その他は下妻、下館藩にと、その勢力混淆したところと思われる。

鎌倉時代の名僧法身国師は旧長瀬村の猫島の出身で、若い頃真壁守時幹の召使いとなつて平四郎と名乗つたが、雪の日にお供をして主君の帰りを待つ間主君の下駄を懷中に入れて温めて差上げたところ、主君から「下駄を尻に敷いていたら」うといつて打たれたのに発憤して名僧智識となつた人である。彼は修学のため唐へ渡つたが、帰國後松島の瑞巖寺や真壁町の天目山伝正寺を開山したといわれる。

この町は新農村建設計画の指定市町村(県内で5)に選ばれて昨年からその建設計画を立て、その名の如く明るく住みよい郷土をき上げるため全町をあげてたくましい前進をつづけており、将来の発展が大いに期待されている。

2. 産業

まず農業面をみると、町とはいひながら農家戸数は2,504で全戸数81%にのぼり、農家人口16,190人(男7,887人、女8,303)、田1,217町、畑1,288町、山林909町、桑園80町を有し、純粹の農村地帯として立派な条件を備えている。また畜産面をみると乳牛89頭、牛998頭、馬362頭、豚1,200頭、山羊559頭、めん羊46頭、にはとり26,490羽にのぼり、土地の立地条件の良さと相まって酪農経営の奨励もさぞ成功するものと思われる。中でも上野地区の種豚は戦前から有名で、各地区的種豚組合はもちろん県外までも毎年約200頭を移出している。農業の機械化も相当進んでおり、電動機510、石油発動機540、動力用脱穀機999、動力用穀すり機610、動力用製粉機610、動力用精米(麦)機452、動力用製糞機182、畜力用カルチベーター379、畜力用碎土機158、畜力用すき(田、畑)1,797などの多数にのぼり、農業の有畜化とともに近代的農村の建設のために大いに役立つものでしょう。(以上の数字は31年1月末町調査)また養蚕農家も327戸にのぼり、昨年は収穫高が約11,800kgもあつたようである。

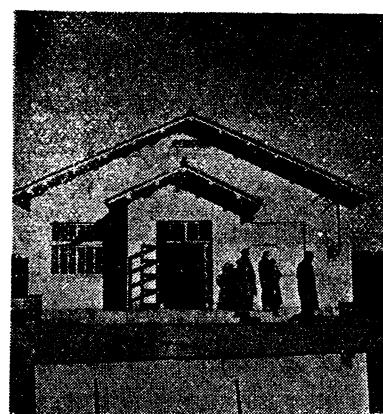
4. 財政

昭和31年度一般会計歳入歳出予算(当初)

(単位円)

歳	町税	地方交付税	公共企業及び財産収入	使用料及び手数料	国庫支出金	県支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	町債	合計		
入	30,052,030	18,000,000	500,300	432,010	785,200	4,337,850	200	100	500,000	1,166,965	5,458,000	61,232,655		
歳	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会及び労働衛生費	保健施設費	産業経済費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	合計
出	1,171,500	13,331,400	14,091,200	16,146,800	10,500,000	7,085,900	818,800	10,855,520,190	248,200	221,500	1,645,700	1,395,865	200,000	61,232,655

(新設された国保直営診療所)



次に商業面をみると、おもに旧大村町と村田地区がその中核地で、法人および常用労働者のいる事業所5、従業者45名、年間の販売金額4,600万円に過ぎないが、常用労働者のいない商店は227、従業者367名、8月中の販売金額約1,200万円にのぼつてゐる。(昭和29年9月1日商業調査)しかし工業は殆どみるべきものがなく、酒造業2、醤油醸造業1が目立つてゐるに過ぎない。

3. 教育文化

ここは県内でも有数の横瀬町だけあって、教育施設も素晴らしい、小学校5、生徒数2,853名(男1,421、女1,432)中学校4、生徒数1,447名(男725、女722)にのぼつており、大村、大島小学校や長瀬の小、中学校などは優秀な施設と実績を持つてゐる由。中でも去る3月に工費1,880万円で竣工したといわれる大村小学校は、窓は大型素通しガラス、壁はドリゾール板、屋根は棟のない三光式亜鉛鉄板などを使用した誠に近代的な建物で普通教室や便所はもちろん、音楽、理化、裁縫などの特別教室や図書室、給食室など室に防火、防音、採光の点によく意を用いて、児童が安心して明るい学校生活を送れるように完全な理想的設備を行つてゐる。また婦人会や青年会などの活動も非常に活潑で、特に婦人会を主体にして現在B.H.C.やシマゾールなど町から補助してのみ、はえ、蚊などの撲滅運動を展開してゐる由。

ここには古くから旧村田、長瀬地区を中心に作られた国民健康組合があるが、現在の加入世帯950戸、家族6,200名を全町に普及するように努力しているそうである。去る2月2日から旧長瀬地区には直営診療所を開設し、医者1名、看護婦2名、事務員1名をそれぞれ配置しているとの話。また納稅組合なども147も結成されており、その加入者は約60%の1,888戸が加入して立派な成績を収めている由。

村の横顔

いたこ
潮来町

1. 沿革

水郷潮来は行方郡の南部一帯を占め、南は北利根を境に千葉県と隣接し東は北浦を境に鹿島郡と接している産業、経済の中心地で、昔から水陸交通の枢要地となつてゐる。昔この附近の湖畔や川岸一帯には数多くのあやめが繁茂して毎年5月にはふくよかな白や黄、青色の花を咲かせたそうだが、現在は余り見当らないようである。町では観光地潮来の面目にかけて、毎年あやめの増殖を計つてゐる。この地にちなんだ船頭小唄や民謡潮来節などは多くの人々に親しまれ、真こもの中にはえざるよしきりの声や可憐な潮来娘の漕ぐ櫓の音を聞くのは誠にのどかである。この地方は日本水郷の中心地で、県立公園にも指定されており遙かに紫峰筑波を見上げ、夕映の利根の水面を賑す白帆、水辺に美しく咲いたあやめの花と風光明媚な場所が多く水の情緒を満喫できる。東洋のベニスともいわれ、一夜の旅愁を味う多くの観光客が県内はもちろん、全国からも押寄せて来る。またこの附近には有名な魚釣り場が多く東京方面からの天狗連が常に集つてゐる。またここには昔源頼朝が文治元年に建立したといわれる長勝寺には重要文化財に指定された銅鐘がある。この民謡潮来節は今から280位年前の寛文年間に絃歌の中から歌い出されたもので、その後江戸方面で盛んに流行したそうである。

この地方は昔常陸国を治めた大槻(だいじょう)氏の所領であつたが、天正18年頃から水戸城に入つた佐竹氏の領地となり、後水戸徳川藩に属して250余年を経過したのである。明治1年の廢藩置県の際は新治県に統轄されたが、明治12年の郡制施行とともに行方郡へ入つたのである。昨年2月11日には隣の津知、延方、大生原の農村地帯3カ村と合体して面積41.42平方キロ、世帯数3,243人

4. 財政

昭和31年度一般会計歳入歳出予算(当初)

(単位円)

歳	町税	地方税	公営企業	使用料及 財産収入	手数料	国庫	県支出金	寄附金	繰入金	繰越金	雑収入	町債	合計
入	30,813,460	11,764,000	16,000	389,000	1,123, 523	260,853	1,712, 520	1,000	100	476,000	2,000, 000	48,056,456	
歳	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会保 健産業 財産費	統計 調査費	選舉費	公債費	諸支 出費	予備費	合計	
出	952, 766	15,807, 127	1,629, 021	3,343, 515	9,088, 766	429, 887	492, 216	3,895, 843	112, 425	184, 198	1,283, 400	9,616, 515	1,000, 777
													48,056,456



(農舟と水揚機)

口18,287人(男8,695、女9,542)を有することになり、今や水郷潮来の名にふさわしい観光地として今後の発展が望まれている。

2. 産業

まず農業面をみると、農家戸数は1,971戸、農家人口は12,865名(男6,263、女6,602)であるが、何といつても水郷地帯だけあつて、畠は僅かに342町(うち甘藷145町、里芋93町)に過ぎないが、水田はその4倍の1,407町にのぼつてゐる。しかし津知、大生原地区を中心に約540町の山林を有しているのは一寸珍らしい感じを受ける。この地方は水田地帯だけあつて、各種の農業活動機械が導入されており、電動機261、石油発動機962、動力用脱穀機1,096動力用脱穀機254、動力用精米(麦)機459、動力用製縄機135、畜力用カルテベーター32、同水田中耕除草機76、畜力碎土機666、畜力用鋤1,040、人力用鋤繩機約2,250台、人力用堀機約2,500台の多さにのぼつてゐる。特にこの地方は昔から農家の副業として藁加工が非常に普及しており、ほとんどの農家で製縄機や製垣機を有して畠や繩、垣などの生産に努めており、その年産額は畠約113万枚(約4,068万円)、繩3,500メートル(14万3千円)、垣62,000枚(111万5千円)に達し、農家経済の大きな地位を占めていることは見逃せない。この地方は湿田が多く二毛作はほとんどできなかったために、戦前から排水や干拓事業を実施しており、すでに干拓田は約200町にのぼり、将来はさらに200~300町の干拓計画がある由。なおこの地方特有の農船が1,350艘もある。田畠への往復に水路を利用している。畜産面をみると乳牛17、役牛958、馬27、めん羊16、山羊70、豚1,221、兎170、にわとり9,675、あひる104にのぼつてゐるが、特に役牛の多いことが目立つてゐる。これは水田耕作が多く、農船を使用するので馬よりは牛の方が適しているらしい。

次に水産業をみると霞ヶ浦および北浦、北利根川などを控え、内水面漁業の従事者が多く、個人業主277(従業者539名)もある。漁獲量のおもなものは、わかさぎ6,000メートル、ちらうお1,400メートル、こい625メートル、ふな8,000メートル、はぜ5,500メートル、いさざ3,000メートル、えび2,500メートル、うなぎ1,200メートルなどである。

次に商業面をみると商店のほとんどは旧潮来町の中にあつて、法人商店および常用労働者のいる個人商店32(従業者141名)、年間販売額約3億円、常用労働者のいない個人商店33(従業者542名)、8月中旬の販売金額2,800万円の多さに達している。しかし工業としてほとんどみるべきのものがなく、酒醸造業3、醤油醸造業2、そのほか水産加工業などが若干あるに過ぎない。

3. 教育文化

この町には小学校8(児童数2,686名)、中学校5(生徒数1,215名)、高等学校1(生徒数587名)があり、公民館も他市町村に比べて相当早く設立され、本館1、分館4図書500冊を有し、地方文化の向上のために活躍している。また青年婦人団体の活動も相当の効果を収め、農業改良相談所の指導や4Hクラブの活動とも相まってかまと、合所、便所の改良、冠婚葬祭の簡素化などの事業を全町をあげて推進している。特に目立つてゐるのは音楽サークルの活動が大きく盛り上り、全国大会にも参加した経験を持つてゐることである。

常磐調査地域の概要(その1)

総合開発計画

現在総合開発計画事業の一つとして『常磐調査地域』といいうものがあるけれども、この地域は昭和29年7月に国土開発法に基いて指定され、本県の北部（日立市、常陸太田市、高萩市、多賀郡、久慈郡、那珂郡の一部）と福島県の東南部（平市、磐城市、原町市、石城郡、双葉郡相馬郡）が含まれている。本地域の総合開発計画の目的は『石炭その他地下資源の開発と交通施設の整備により鉱工業の振興を図る』ことにあつて、さらに農林、水産資源の開発を促進するとともに、久慈川、鶴川などの治水および利水対策を総合的に実施して災害を防除し、工業用水の確保を図り、特に鉱工業地帯を整備育成しようとするものである。この目的を達成するためには、中央、地方を通じて最も有効適切な一連の総合的、有機的諸施策を樹立推進しなければならない。県調査企画課ではこのための基礎資料を作成するため、去る3月1日現在で当地域における資源の分布状況や産業構成、地理的条件などの調査を実施したが、その資料を利用して林業や鉱工業、水産業などの実態の一部を紹介してみましよう。

林業

1. 地域内の樹種分布

地域内の森林、植物地帯は温帯林の南部地区に属するため、この地帯特有のクリ、ナラ等の自生と植栽による、スギ、ヒノキ、クヌギ等が生育している。

主要材木の分布状況を概略説明すると次のとおりである。

〔赤松〕多賀、久慈、那珂の河北三郡の一部山岳地帯と海岸地帯を除いた全地域に亘って生育し、材は良質のもの少く、主として薪材、杭木、パルプ材、土木用材、箱板材として利用され、一部良材は造船用材として用いられる。

〔黒松〕多賀、久慈、那珂各郡の海岸地帯に生育し、主

として薪材、土木用材として利用される。

〔杉〕多賀、久慈、那珂の山岳地帯、栃木、福島県境地方に生育し生長極めて良く、大部分建築用材として用いられる。

〔檜〕杉の生育地同様地帯に生育されるが、生産量は極めて少く、主として建築用材、家具材として用いられている。

〔櫟〕地域内いたるところに生育しているが、まとまつたものは少い。戦時中、造船用材として伐採されたので、その量は減少し用途は主として造船用材、家具材として利用されている。

〔栗〕全般に亘り生育しているが果実を主としているため用材となるものが極めて少く、薪炭材として利用されている。

〔桼〕山岳地帯に生育するものと、屋敷林として生育しているものがある。前者は炭材に、後者は造船車輌用材として利用されている。後者においては戦時中伐採されたため最近その蓄積は減少の一途をたどっている。

〔櫟〕山岳地帯と平坦地に生育し最も優秀な炭材として利用されているが、平坦地生育分は戦後開拓適地として開墾されたためにその面積は減少している。

〔小櫓〕全地域に生育し優良な薪炭材となつてている。

〔桐〕平坦地には生育し主として、下駄材、簾等等に利用されている。

〔竹類〕真竹、孟宗竹は各河川流域地全般に生育する。

2. 森林面積及び蓄積

那珂、久慈、多賀郡地域内における昭和30年3月現在の林野面積は120,177町で県全面積の約64%を占めている。うち民有林は76,184町、国有林は43,993町となり全林野中に国有林の占める割合は36.6%となつてている。

区分	総数	民有林				国有林
		総数	公有林	社寺有林	私有林	
总数	117,117	76,184	2,009	843	73,332	40,993
多賀郡	42,323	21,141	682	389	20,070	21,182
久慈郡	54,255	37,568	858	301	36,409	16,687
那珂郡	20,599	17,475	469	153	16,853	3,124

民有林、国有林の蓄積をみると民有林1,189万石、国有林799万石、総量1,580万石となる。民有林の用途別蓄積は用材林70%、薪炭林30%の割合である。1町当たり蓄

区分	総数	民有林				国有林	
		総面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
总数	117,177	15,798,867	76,452	11,991,291	32,815	8,393,797	石
多賀郡	42,323	4,148,784	21,141	4,204,711	10,213	3,151,627	石
久慈郡	54,255	8,614,965	37,836	5,360,860	15,434	3,716,390	石
那珂郡	20,599	3,035,118	17,475	2,426,020	7,168	1,625,780	石

区分	民有林		国有林	
	面積	蓄積	面積	蓄積
総数	町石	町石	町石	町石
多賀郡	43,637	3,497,494	40,993	7,990,846
久慈郡	10,928	1,052,784	21,182	4,127,643
那珂郡	22,402	1,644,470	16,688	3,254,105
	10,307	800,240	3,124	609,098

3. 森林伐採

当地域内の昭和30年における民有林伐採石数は、4,153千石となる。これを用途別にみると用材 97.7%、薪材 0.5%、薪炭材 1.8%となり、用材を主としている。沿線別の生産量は、6号国道沿線28.3%、太田～埼玉道沿線30.2%(水戸～棚倉)2級国道沿線(水戸郡山線)41.5%となつていて。

	生産量 (単位屯)				
	総数	生産数	用材	薪材	製炭材
総数	4,153,609	4,056,640	18,897	77,954	118
6号国道沿線	1,173,988	1,132,320	9,272	32,365	31
県道(太田～埼玉道)	1,254,038	1,225,280	4,708	23,990	60
2級国道沿線	1,725,583	1,699,040	4,917	21,599	27

生産数量を用途別及び樹種別にみれば、次表のとおり、用材では針葉樹96%、広葉樹4%となり、更に針葉樹の内すぎ52%、まつ88%、ひのき9%、広葉樹中なら29%

かし、けやき夫々19%きり18%、くり9%の割合であり、用材中すぎ及びまつが全体の90%を占めている。

樹種別、用途別生産割合表

用材			薪材		製炭原木材			
総数	針葉	広葉	総数	針葉	広葉	総数	針葉	広葉
100.0	96.0	4.0	100.0	57.0	43.0	100.0	2.0	98.0

薪材中では針葉、広葉の割合は57%と43%となつており、針葉樹ではまつが96%、広葉樹ではくぬぎが34%、なら31%、その他31%となつていて。総体ではまつ60%、くぬぎ16%、なら14%となり松薪が圧倒的に多い。

製炭原木のうち、針葉樹ではまつが87%、広葉樹ではなくぬぎ41%、なら30%、雜材27%となつていて。総体ではなくぬぎ、なら、雜材など堅材の原木がほとんど全部を占めている。用材の用途別利用をみれば、一般用材84%、パルプ5%、杭木8%、杭丸太2%、その他1%となつていて。

用材中針葉樹は91%、広葉樹9%となり、まつ87%、すぎ44%と総体の81%をしめ後述の如く高萩、磯原、太田、大子を中心して製材業が盛んに行われている。

〔木炭〕 製炭総量17,714屯中6号国道沿線42%、2級国道(水戸郡山線)22%、太田～埼玉道沿線36%となつており、これを白炭と黒炭とにわけてみると、黒炭98%、白炭2%となり、黒炭が遙かに多いことが目立つていて。この生産物は主として県内消費に向けられ一部は京浜地方に自動車輸送、鉄道輸送により送り出されている。

〔薪〕 薪生産総量16,998屯(約690,000俵)となり6号国道沿線生産49%、太田～埼玉道沿線25%、2級国道(水戸郡山線)沿線26%となつていて。材積別にみれば松54.4%、くぬぎ14.6%、なら13.6%、その他の割合となり、消費先は地域内及び県内を主とし一部京浜地方への販路を待つていて。

水産業

本地域(本県内)の水産業は、地勢上单调な海岸線のため天然の良港に乏しく、水産業発展の隘路となつていて。漁船を碇泊し得る指定漁港としては、僅かに北部に平潟、大津、南部に久慈があるのみで、これに次ぐ甲水揚地としては前記の3港と豊浦、日立があり、残余の高戸、伊師浜、滑川、河原子、水木等はいずれも乙水揚地

である。他面本域地は大陸棚が張り出しているために、魚介類の繁殖に適し、沿岸漁場としては条件に恵まれ、またその沖合は寒暖両潮流が相交錯し、各種回遊魚夥しく好漁場となつていて。しかし生産様式に漁撈段階を有する関係上、その根據地となるべき良港の欠けていることは痛手であり、従つて遠洋沖合漁よりも近海、沿岸漁業に重点を指向している。この関係を24、29年漁業センサスにみれば、他地域に比べ無動力船が著しく増加しており、また有動力船のうち5屯未満のものが非常に増加しておることによつてもわかる。

本県における伝統的漁業である鰯揚縄網は、本地域漁業においてもその大宗をなし、一連の加工業者も多く、水産業の盛衰を担つていてが、昭和22年鰯漁の異変によつて致命的な不況に遭遇し、戦後発達した棒受網を兼営することによつて活路を見出している。現在本地域において最大の漁獲高をあげているのは、汽船底曳網の沿岸漁法で15屯～50屯までの中型船は、平潟32統、大津13統、久慈15統があり、15屯以下の小型船は久慈85統、日立12統、豊浦1統がある。定置漁業は、平潟、日立において行われているが、機動性に乏しく漁獲は不安定である。

近海かつを一本釣業漁は、平潟24統、大津49統、豊浦46統、河原子23統、久慈50統あり、4月から操業し、10月からは集魚灯の利用によつて秋刀魚業に転換する。この外小型モーター船、無動力船によるさば釣、一本釣(たこ、たい、その他)たい正網などが行われている。以上から本地域における漁業は、沿岸漁業に依存度は高く、従つて大部分は中小漁業者であり、零細且つ弱体であるため絶えず変動する販売市況に対し彈力性がなく、これを打開すべき共同出荷、冷凍貯蔵、資金の導入等の対策もまた微弱である。このことは、いきおい沿岸漁類の濫獲となつて現れ、その漁獲高は減少傾向にあり、生産性的低下とあいまつて、恵まれた漁場を有しながら本地域の漁獲高だけでは後背地人口に対する蛋白源としての需要に応え得ず、これを補うため福島県から25,000屯、県内地域から5,000屯の統移入をみている。

しかし昭和21~35年の15年計画で始られた久慈港の大改修工事が完了すれば、100屯級漁船を約80統は容易に収容できることとなり、本地域における唯一の完備した遠洋漁業の根拠地を有することとなり、それは本地域

における水産業に裨益するところ大なるものがあろう。また将来この港のより高度な整備によって、単に水産業のみならず、本地域諸産業に与える影響には期して待つべきものがあろう。

漁船数の変遷

(昭和29年漁業センサスによる)

区分	総数	有動力船												無動力船				
		総数	~1屯	1~3	3~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~100	100~200	200~	総数	~1屯	1~3	3~5	5~	
常磐地域	24年 実数	243	220	—	6	16	44	47	54	48	4	1	—	23	3	1	3	16
	29年 { 実数 割合 }	933	332	9	82	18	24	7	7	56	6	2	—	601	595	1	5	—
	増減指數 24年 = 100	384	151	35	10	9	2	3	1	1	7	1	0	65	64	0	1	—
														261	1,783	0	167	—
その他地域	24年 実数	613	398	2	36	23	36	66	96	99	38	2	—	215	12	151	45	7
	29年 { 実数 割合 }	974	547	133	145	27	17	29	47	74	69	6	—	427	296	119	10	2
	増減指數 24年 = 100	159	138	56	14	15	3	2	3	4	8	7	1	44	31	12	1	0
														199	2,470	22	30	—

原単位別漁獲数量及び金額

(昭和29年漁業センサス)

区分	一隻当		一屯当		一馬力当	
	漁獲数量	同割合	漁獲数量	同割合	漁獲数量	同割合
有動力船	常磐地域 { 実数 }	8,355	円 1,483,502	貫 746	円 132,412	貫 238
	その他 // 数	23,190	2,837,768	1,052	128,698	405
	常磐 // 割合	100	100	100	100	100
	その他 // 合	278	191	141	97	170
無動力船	常磐地域 { 数 }	239	55,603	—	—	—
	その他 // 実	1,360	115,587	—	—	—
	常磐 // 割合	100	100	—	—	—
	その他 // 合	569	209	—	—	—

漁港別水揚漁獲数量

(29年中)

区分	県総数	常陸小海区	常磐地区											
			総数	平潟港	大津港	磯原	高戸	伊師浜	豊浦	日高	日立	河原子	水木	久慈港
漁獲量	60,657.4	40,799.6	10,277.6	48,033	2,960.8	23.7	19.9	12.8	266.4	71.1	603.5	84.5	165.4	1,216.2
割合	{ 100.0	67.23	16.94	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			100.00	46.96	28.95	0.23	0.20	0.12	2.60	0.70	5.90	0.83	1.62	11.89